

## 平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

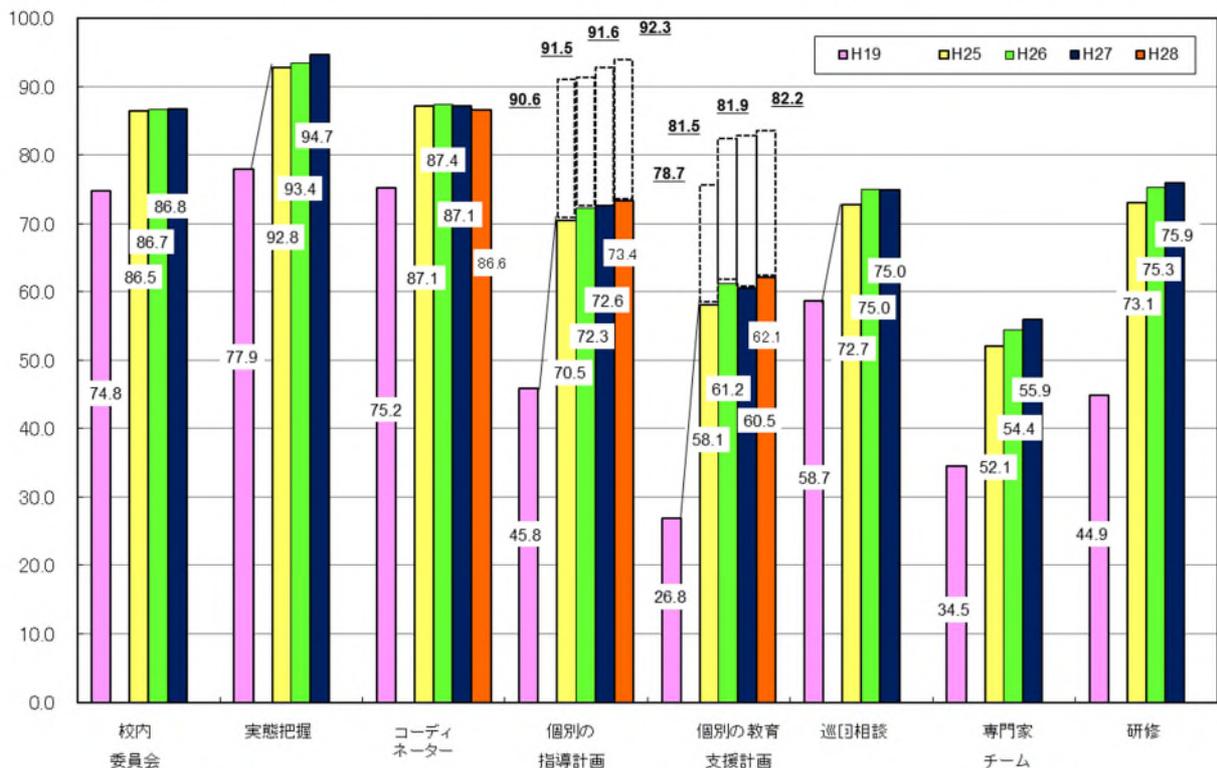
(文部科学省 29-2-10)

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
施策の概要	障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、児童生徒の障害の重度・重複化に対応した適切な指導及び必要な支援を行う体制を充実する。

達成目標 1	発達障害を含む障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行う						
達成目標 1 の 設定根拠	障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するためには、教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ることが重要である。この「多様な学びの場」の充実のため、以下の成果指標に示すとおり、体制整備等を推進する必要がある。 【参考：障害者基本計画（第3次）（抄）】 障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じたその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	22 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①特別支援教育に関する個別の教育支援計画の作成率 ※調査対象：国公立幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校以下、①～⑤まで同一調査に基づく	48.5%	76.2%	78.7%	81.5%	81.9%	82.2%	前年度以上
	年度ごとの 目標値	—	—	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	—
	目標値の 設定根拠	教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携し、長期的に一貫した支援を行うため、個別の指導計画について、作成が必要と判断された子供に対する作成率の向上が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえ今後も着実に伸びていくことが重要であるため本目標を設定した。 【参考】 第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）					
指標の根拠	分母：作成が必要な児童生徒等が在籍する学校数 分子：作成している学校数						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	22 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②特別支援教育に関する個別の指導計画の作成率	64.9%	89.8%	90.6%	91.5%	91.6%	92.3%	95%以上
	年度ごとの 目標値	—	—	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	—
	目標値の 設定根拠	一人一人の教育的ニーズに応じて指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ個別の指導計画について、作成が必要と判断された子供に対する作成率の向上が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。 【参考】 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定） 第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策 1. 社会を生き抜く力の養成 成果目標1（「生きる力」の確実な育成） 成果指標③幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加 基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進					

		6-1 「個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導」					
		指標の根拠 分母：作成が必要な児童生徒等が在籍する学校数 分子：作成している学校数					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
③特別支援教育に関する教員研修の受講率	58.1%	72.1%	73.1%	75.3%	75.9%	— ※平成28年度より隔年実施	80%以上
	年度ごとの目標値	—	—	前年度以上	前年度以上	—	
	目標値の設定根拠	特別支援教育に関する専門性の向上のために、教員研修の受講率の更なる上昇が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。 【参考】第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）					
	指標の根拠	分母：全教員数 分子：受講した教員数					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
④特別支援教育に関する校内委員会の設置率	83.6%	85.6%	86.5%	86.7%	86.8%	— ※平成28年度より隔年実施	90%以上
	年度ごとの目標値	—	—	前年度以上	前年度以上	—	
	目標値の設定根拠	校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、更なる設置率増加が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。 【参考】第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）					
	指標の根拠	分母：全学校数 分子：設置している学校数					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
⑤特別支援教育コーディネーターの指名率	85.3%	86.8%	87.1%	87.4%	87.1%	86.6%	90%以上
	年度ごとの目標値	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	目標値の設定根拠	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うコーディネーターの指名を推進する必要があると、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。現実的かつ最大限の目標値として、平成22年度から平成26年度における最大の伸び率（0.9%）で推移した場合を想定し、設定している。 【参考】第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）					
	指標の根拠	分母：全学校数 分子：指名している学校数					
施策・指標に関するグラフ・図等							

(%) 国公立別・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～28年度)



※下線のある数値(点線上部又は横に明示)は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

※「コーディネーター」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」以外の項目は、平成28年度以降、隔年度の調査とした。

出典：文部科学省「平成28年度特別支援教育体制整備調査」

達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	APとの関係	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
特別支援教育充実事業 (平成22年度)	834 (1,470)	—	0118
特別支援教育設備整備費等補助 (昭和32年度)	6.5 (7.1)	—	0120
特別支援教育就学奨励費負担等 (昭和29年度)	12,209 (12,909)	—	0121
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所運営費交付金に必要な 経費 (平成13年度)	1,049 (1,143)	—	0122
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所施設整備に必要な経 費 (平成13年度)	40 (45)	—	0123
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額)	事業の概要	

	【百万円】	
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所事業 (平成 13 年度)	1,049 の内数 (1,143 の内数)	特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的にを行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図る。
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備事業 (平成 13 年度)	40 の内数 (45 の内数)	特別支援教育に関する実際的、総合的な研究や特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修等を行う独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施設の充実を通じ、職員の専門性向上や指導内容・方法等の改善を図ることにより、子供たち一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進に寄与する。

達成手段  
(法令改正・税制措置)

名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
改正教育基本法 (平成 18 年度)	第 4 条第 2 項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との規定が新設された。	特別支援教育課
改正学校教育法 (平成 19 年度)	障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。	特別支援教育課
改正障害者基本法 (平成 23 年度)	第 16 条において、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が規定された。	特別支援教育課
改正学校教育法施行令 (平成 25 年度)	障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。	特別支援教育課
改正学校教育法施行規則 (平成 28 年度)	小・中学校等において制度化されている「通級による指導」について、高等学校段階においても同様の指導を行うニーズが高まっていることから、平成 28 年度に省令・告示改正を行い、平成 30 年度から高等学校等においても通級による指導を行うことができることとした。	特別支援教育課

達成手段  
(諸会議・研修・ガイドライン等)

名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
特別支援教育担当者会議	文部科学省、厚生労働省及び関係機関からの行政説明・質疑応答等を行う。 (対象：都道府県・指定都市教育委員会)	特別支援教育課

平成 28 年度評価からの変更	既に達成している目標値であったため、①の目標値を「前年度以上」に変更。
行政事業レビューとの連携状況	—

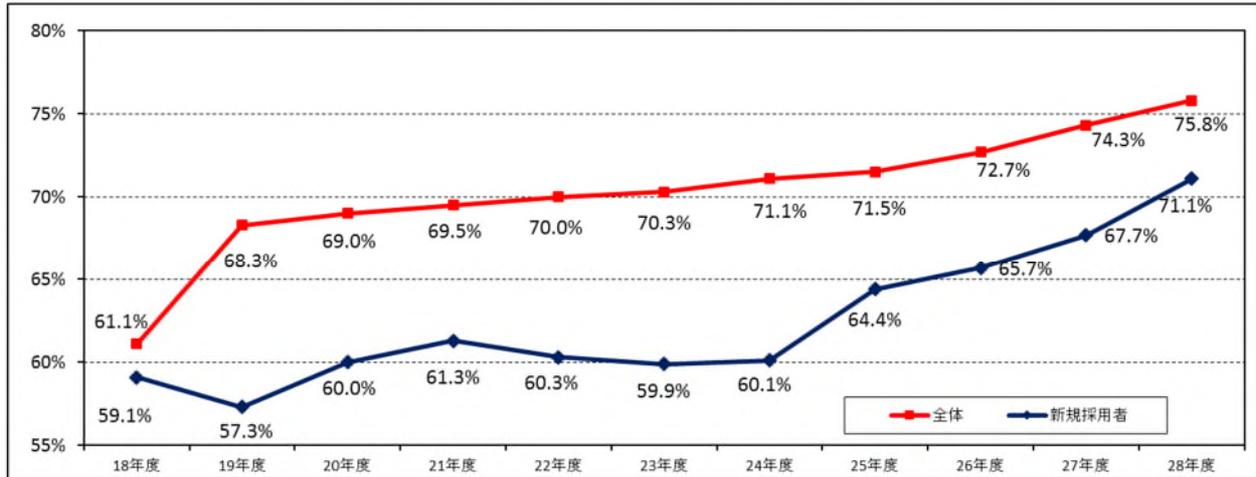
達成目標 2	「障害者の権利に関する条約」において提唱されたインクルーシブ教育システムの構築のため、必要とされる「基礎的環境整備」を推進し、「合理的配慮」が提供される教育環境を確立する。
達成目標 2 の設定根拠	インクルーシブ教育システムの構築には、障害のある幼児児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、個別に合理的配慮を提供することが重要であるが、合理的配慮は新しい概念であり、設置者、学校、本人、保護者の双方で情報が不足している。このため、以下の成果指標に示すとおり、国において合理的配慮についての先進的な事例を収集し、教育現場における活用を促す必要がある。 【参考：障害者基本計画（第 3 次）（抄）】 障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行う。

【参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）（抄）】 合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこと。							
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①障害のある幼児児童生徒への合理的配慮の提供について個別の教育支援計画に明記することとしている学校の率 ※調査対象：国公立幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校	—	—	—	—	—	66.0%	前年度以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	障害者権利条約の批准及び障害者差別解消法の施行等を踏まえ、障害のある幼児児童生徒に対し学校において合理的配慮が着実に提供されていくが必要であり、左記指標を設定した。					
	指標の根拠	分母：個別の教育支援計画を作成している学校数 分子：明記している学校数					
達成手段 (事業)							
名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	APとの関係			平成29年度行政事業レビュー事業番号		
インクルーシブ教育システム推進事業費補助 (平成25年度)	1,452 (1,001)	—			0119		
達成手段 (法令改正・税制措置)							
名称 (開始年度)	概要						担当課 (関係課)
改正教育基本法 (平成18年度)	第4条第2項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との規定が新設された。						特別支援教育課
改正学校教育法 (平成19年度)	障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。						特別支援教育課
改正障害者基本法 (平成23年度)	第16条において、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が規定された。						特別支援教育課
改正学校教育法施行令 (平成25年度)	障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。						特別支援教育課
改正学校教育法施行規則 (平成28年度)	小・中学校等において制度化されている「通級による指導」について、高等学校段階においても同様の指導を行うニーズが高まっていることから、平成28年度に省令・告示改正を行い、平成30年度から高等学校等においても通級による指導を行うことができることとした。						特別支援教育課
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年度)	国・地方公共団体等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする義務があることが規定された。						特別支援教育課
障害者の権利に関する条約 (平成26年度批准)	第24条において、インクルーシブ教育システム及び合理的配慮の理念が提唱された。						特別支援教育課
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)							

名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
合理的配慮普及推進セミナー (平成 25 年度)	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応指針に係る十分な情報提供を行うこと及びインクルーシブ教育システム構築に向けて、障害のある子供一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて実施する「合理的配慮」についての理解を深め、各地域における特別支援教育の一層の推進を図ることを目的とする。(対象：都道府県・指定都市教育委員会・学校法人の設置する学校等)	特別支援教育課
平成 28 年度評価からの変更点	障害者差別解消法の施行(平成 28 年度 4 月 1 日)を踏まえ、合理的配慮が教育支援計画を通じて確実に提供されていくことが必要であることから、目標値を「前年度以上」に修正	
行政事業レビューとの連携状況	—	

達成目標 3	特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。						
達成目標 3 の設定根拠	<p>障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、障害のある幼児児童生徒に対する教育を担当する者を中心に、教員の資質を向上させることが必要である。このため、以下の成果指標に示すとおり、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状の取得率向上により、教員の専門性の確保、指導力の向上を図る。</p> <p>【参考：障害者基本計画(第3次)(抄)】          障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じたその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。</p>						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	32 年度
①特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況の割合	71.1%	71.1%	71.5%	72.7%	74.3%	75.8%	おおむね 100%
	年度ごとの目標値	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	目標値の設定根拠	<p>第 2 期教育振興基本計画(平成 25 年 6 月閣議決定)          基本施策 6 特別なニーズに対応した教育の推進          6-3 「特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を図る。」          中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成 24 年 7 月)          5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等          (1) 教職員の専門性の確保          ①全ての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能          (2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方          ③特別支援学校教諭についての養成・研修          中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成 27 年 12 月)          4. 改革の具体的な方向性          (6) 教員免許制度に関する改革の具体的な方向性          ④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上          (中略)平成 32 年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。</p>					
指標の根拠	<p>分母：特別支援学校教員数          分子：当該障害種の免許状保有者数</p>						
施策・指標に関するグラフ・図等							

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～28年度)



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
平成19年度～28年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

出典：文部科学省「平成28年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果について」

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	APとの関係	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
特別支援教育充実事業 (平成22年度)	834 (1,470)	—	0118
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所運営費交付金に必要 な経費 (平成13年度)	1,049 (1,143)	—	0122

達成手段  
(独立行政法人の事業)

名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	事業の概要
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所事業 (平成13年度)	1,049の内数 (1,143の内数)	特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的にを行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図る。

達成手段  
(諸会議・研修・ガイドライン等)

名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
特別支援教育教育課程等 研究協議会 (平成20年度)	特別支援学校学習指導要領等に基づく教育課程の編成、実施上の課題について協議、情報交換等を行い、もって特別支援教育の改善及び充実を図ることを目的とする。(対象：都道府県・指定都市教育委員会等)	特別支援教育課
平成28年度評価 からの変更点	中央教育審議会答申の文言を踏まえ、目標値を「おおむね100%」に修正	
行政事業レビューとの 連携状況	—	

施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額)					
		27年度	28年度	29年度	30年度要求額
予算の状況 <b>【千円】</b> 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	15,295,234 ほか復興庁一括 計上分 0	16,574,852 ほか復興庁一括 計上分 0	15,590,575 ほか復興庁一括 計上分 0	15,876,612 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分 0	57,486 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分 0	△57,486 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
合計	15,295,234 ほか復興庁一括 計上分 0	16,574,852 ほか復興庁一括 計上分 0			
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
執行額 【千円】		13,256,252 ほか復興庁一括 計上分 0	12,783,524 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名称	年月日	関係部分
教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	6-1 ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、就学手続に係る法令改正等を行い、新たな手続の下での円滑な就学手続を実現する。 また、個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導、乳幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築、職業教育・進路指導の充実、ICT等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化の推進や特別支援学校の教室不足の解消を含めた施設・設備の整備、専門性ある教員・支援員等の人的配置、交流及び共同学習の実施、合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。 さらに、意欲・能力ある障害者の高等教育における修学機会の確保に向けて、支援する。
障害者基本計画	平成 25 年 9 月 27 日	3-(1)-5 ○可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。 3-(1)-6 ○障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行う。 3-(2)-4 ○特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るた

		<p>め、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図る。</p>
<p>中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」</p>	<p>平成 24 年 7 月 23 日</p>	<p>1. 共生社会の形成に向けて  (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方  ○ 今後の進め方については、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約批准後の10年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。短期的には、就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施を図るとともに、「合理的配慮」の充実のための取組が必要であり、それらに必要な財源を確保して順次実施していく。また、中長期的には、短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく必要がある。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。</p> <p>2. 就学相談・就学先決定の在り方について  (1) 早期からの教育相談・支援  ①早期からの教育相談・支援の充実  ○ 子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。そのためには、早期からの教育相談・支援を踏まえて、市町村教育委員会が、保護者や専門家の協力を得つつ個別的教育支援計画を作成するとともに、それを適切に活用していくことが重要である。その際、子供の教育的ニーズや困難に対応した支援という観点から作成することが必要である。</p> <p>3. 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備  (2) 「基礎的環境整備」について  ③個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導  (ア) 現状  特別支援学校においては、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成することが学習指導要領等に明記されている。特別支援学校以外の学校についても、指導についての計画や家庭、医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うよう、学習指導要領等に明記されている。</p> <p>(イ) 課題  個別的教育支援計画、個別の指導計画については、現在、特別支援学校の学習指導要領等には作成が明記されているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、これを特別支援学校と同様に、障害のある幼児児童生徒すべてに拡大していくことについて検討する必要がある。また、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について、一層の質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等  (1) 教職員の専門性の確保  ①全ての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能  ○ インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。</p> <p>(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方  ③特別支援学校教諭についての養成・研修  ○ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状(当該障害種又は自立教科の免許状)取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成・採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。研修と実践を通じた授業力の向上を期待する。</p>

主管課（課長名）	初等中等教育局特別支援教育課（中村 信一）
関係課（課長名）	—
評価実施予定時期	平成33年度